

内閣府消費者委員会主催「消費者問題シンポジウム」
(2022年3月18日)

成年年齢引下げと若者の 消費者被害の防止に向けて

内閣府消費者委員会
委員長

後藤 卷則

本年4月1日から成年年齢が18歳になる

- 18歳で成人となるのが世界の主流。
- 19歳以上で成人を迎えるのは、日本（20歳）、韓国（19歳）、ニュージーランド（20歳）など少数。成年年齢を18歳とする国が多数。
- こうした世界の流れや、日本国内でも公職選挙法の選挙権年齢などを18歳に定めるなどの政策が進んでいることなどを受け、民法を改正して成年年齢を18歳とした。
- 18歳、19歳の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを狙っている。

いつから成人になるか

- 法律の施行日が2022年4月1日であるため、生年月日で成人となる日は異なる。
 - (1) 2002年4月1日以前に生まれた人は、施行日の前に20歳の誕生日で成人となる。
 - (2) 2002年4月2日～2004年4月1日の間に生まれた人は、18歳～19歳に達しているため、施行日をもって成人となる。
 - (3) 2004年4月2日以降に生まれた人は、施行日の時点では17歳以下であるため、18歳の誕生日をもって成人となる。

18歳に変わるもの

(1) 改正されたもの（改正前は「二十歳」などと規定）

- ・ 帰化の要件
- ・ 社会福祉主事資格
- ・ 10 年用一般旅券の取得
- ・ 性別の取扱いの変更の審判
- ・ 人権擁護委員・民生委員資格
など

18歳に変わるもの

(2)改正が不要なもの（「未成年」などと規定）

- 公認会計士資格
 - 医師免許
 - 歯科医師免許
 - 獣医師免許
 - 司法書士資格
 - 土地家屋調査士資格
 - 行政書士資格
 - 薬剤師免許
 - 社会保険労務士資格
- など

20歳が維持されるもの

(1) 改正されたもの（改正前は「未成年」などと規定）

- 養子をとることができる年齢
 - 喫煙年齢
 - 飲酒年齢
- など

20歳が維持されるもの

(2)改正が不要なもの（「二十歳」などと規定）

- 児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢
- 猟銃の所持の許可
- 国民年金の被保険者資格
- 特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢
- 指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢
など

成年年齢引下げと契約

- 成年年齢引下げで様々な影響があるが、生活への影響が大きいのは「契約」。
- 携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードをつくる、部屋を借りる…といった契約が自分だけでできるようになる。

契約とは何か 問1 これは、契約？

- ①友達と本屋に行く約束をした。
- ②電車に乗って学校に行った。
- ③親にゲームソフトを買ってもらう約束をした。
- ④銀行に預金をした。
- ⑤有料の音楽配信サービスからスマートフォンに音楽をダウンロードした。

- ①友達と本屋に行く約束をした。
- ②電車に乗って学校に行った。
- ③親にゲームソフトを買ってもらう約束をした。
- ④銀行に預金をした。
- ⑤有料の音楽配信サービスからスマートフォンに音楽をダウンロードした。

• 正解—②④⑤が契約

問2 契約はいつ成立する？

• レストランでカレーを食べた。契約が成立するのはいつ？

- ①注文した時
- ②注文に対して、店の人が「はい」と言った時
- ③食べ終わった時
- ④代金を払った時
- ⑤契約書を作っていないので、契約は成立していない。

民法522条1項・・・契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下、「申込み」という。）に対して相手方が承諾したときに成立する。

- ①注文した時
- ②注文に対して、店の人が「はい」と言った時
- ③食べ終わった時
- ④代金を払った時
- ⑤契約書を作っていないので、契約は成立していない。

• 正解—②

問3 契約は守らなければならない。なぜ？

- 卒業を控えた大学生が時計を買ったが、次の日、就職祝いで時計をプレゼントされたので、買った時計を返品したい。これは可能？

- ①返品できる。
- ②返品できない。

＊私的自治の原則・・・個人は他者からの干渉を受けることなく、自らの意思に基づき、みずからの生活関係を形成することができる。⇒自らの意思により決定した結果に拘束される。

- 卒業を控えた大学生が時計を買ったが、次の日、就職祝いで時計をプレゼントされたので、買った時計を返品したい。これは可能？

①返品できる。

②返品できない。

- 正解—②

問4 契約をすると、それなりの理由がないとやめられない！ 契約の取消しができるのはどれ？－民法

- ①売主が100万円の価値がある壺だというので90万円で買ったが、実際の値段は5万円程度だった。
- ②「家に火をつける」と脅されて、契約をした。
- ③17歳の高校生が親の承諾を得ずに30万円のバイクを買った。

①売主が100万円の価値がある壺だということで90万円で買ったが、実際の値段は5万円程度だった。

②「家に火をつける」と脅されて、契約をした。

③17歳の高校生が親の承諾を得ずに30万円のバイクを買った。

• 正解—①詐欺取消し、②強迫取消し、③未成年者取消し

問5 契約の取消しができるのはどれ？－消費者契約法

①業者から事故車ではないことを口頭で確認して中古車を購入したが、後日整備に出したら事故車だとわかった。

②セールスマンが家に訪問してきた。家の中に入れたところ、商品の購入契約をすることを迫り、帰ってほしいと言っても帰ってくれないので、やむを得ず契約をした。

＊ 「事業者」・「消費者」間の契約を「消費者契約」と言い、消費者保護のために民法の規定を修正している。

①業者から事故車ではないことを口頭で確認して中古車を購入したが、後日整備に出したら事故車だとわかった。

②セールスマンが家に訪問してきた。家の中に入れたところ、商品の購入契約をすることを迫り、帰ってほしいと言っても帰ってくれないので、やむを得ず契約をした。

• 正解—①不実告知取消し、②困惑取消し

問6 クーリングオフとは？

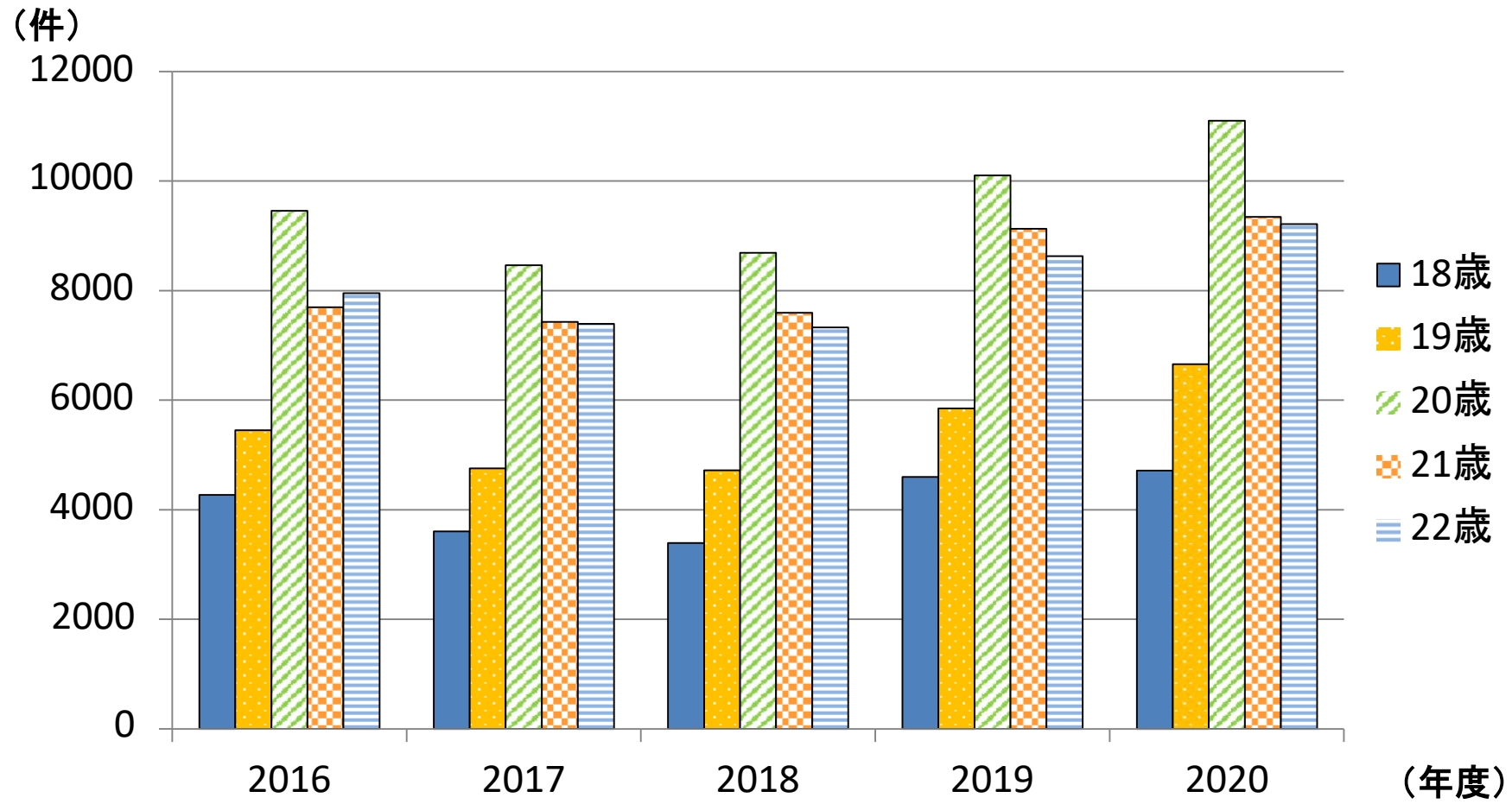
- 自宅に一人でいるときに玄関のチャイムが鳴り、ドアを開けると化粧品の購入を勧誘された。契約したが、代金が高額で、後悔している。契約をやめたいが、できるか。

- クーリングオフ（Cooling-off）とは、訪問販売や電話勧誘販売などの特定の消費者取引について、契約後に消費者に頭を冷やして冷静に考え直す時間を与えるため、一定の期間内であれば一方的に（無条件・無理由で）契約の申込みの撤回または契約の解除ができるよう定められた制度である。
- しかし、クーリングオフは、法律などで特別に規定されている場合にだけ認められ、行使できる期間もごく短い（8日間など）。

未成年者取消権—未成年者に与えられた強力な武器

- 未成年者は、契約をするのに法定代理人（親など）の同意が必要で、法定代理人の同意がない場合には、民法で定められた「未成年者取消権」で契約を取り消すことができる。
- 未成年者であれば一方的に契約を取り消すことができるという意味で、未成年者取消権は、未成年者に与えられた強力な武器である。
- 未成年者取消権は未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしている。
- 成年年齢を18歳に引き下げると、18歳、19歳の若者は、法定代理人の同意なく一人で契約をすることができるようになるが、他方で、未成年者取消権を行使することができなくなるため、悪質商法などによる消費者被害の拡大が懸念されている。

契約当事者18歳～22歳における 相談件数の推移



※「20歳」の中には、20歳代との申し出のあった相談を含む場合がある。

成年年齢引下げに向けた注意喚起

順位	2019年度				2020年度			
	「18・19歳」(平均値)		「20～24歳」(平均値)		「18・19歳」(平均値)		「20～24歳」(平均値)	
1	化粧品	885	デジタルコンテンツその他	731	健康食品	721	デジタルコンテンツその他	827
2	健康食品	616	化粧品	546	デジタルコンテンツその他	489	健康食品	555
3	デジタルコンテンツその他	396	エステティックサービス	476	化粧品	427	商品一般	399
4	商品一般	199	賃貸アパート・マンション	433	商品一般	235	エステティックサービス	370
5	紳士・婦人洋服	173	健康食品	417	出会い系サイト	214	賃貸アパート・マンション	364
6	出会い系サイト	158	商品一般	362	紳士・婦人洋服	181	出会い系サイト	314
7	放送サービス	154	出会い系サイト	349	アダルト情報サイト	141	内職・副業その他	282
8	賃貸アパート・マンション	144	内職・副業その他	320	賃貸アパート・マンション	127	化粧品	262
9	アダルト情報サイト	132	移動通信サービス	273	他の役務サービス	124	移動通信サービス	206
10	電気	126	フリーローン・サラ金	237	電気	101	他の役務サービス	206
11	エステティックサービス	90	電気	216	移動通信サービス	77	紳士・婦人洋服	199
12	移動通信サービス	87	四輪自動車	184	エステティックサービス	74	電気	172
13	内職・副業その他	86	紳士・婦人洋服	174	内職・副業その他	73	フリーローン・サラ金	166
14	四輪自動車	84	教養娯楽・資格教材	167	自動車運転教習所	69	四輪自動車	142
15	コンサート	72	他の役務サービス	157	四輪自動車	64	インターネット接続回線	122
16	他の役務サービス	72	インターネット接続回線	142	オンラインゲーム	53	ファンド型投資商品	119
17	オンラインゲーム	63	ファンド型投資商品	130	音響・映像機器付属品	51	アダルト情報サイト	107
18	インターネット接続回線	62	アダルト情報サイト	108	かばん	47	医療サービス	98
19	相談その他	54	他の教養・娯楽サービス	100	インターネット接続回線	46	修理サービス	86
20	靴・運動靴	52	医療サービス	91	ファンド型投資商品	46	複合サービス会員	66

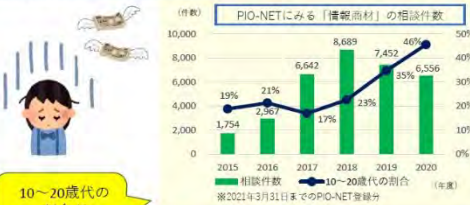
* 緑色部分は、「18・19歳」(平均値)に比べて、「20～24歳」(平均値)で相談件数が2倍以上の商品・役務。

* オレンジ色部分は、「18・19歳」(平均値)ではみられないものの、「20～24歳」(平均値)でみられる商品・役務。

情報商材・暗号資産(仮想通貨)のトラブル

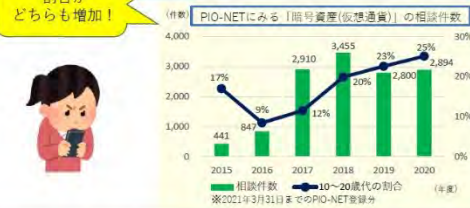
【情報商材 事例】

- 「株取引でもうかる」という情報商材を20万円でカード決済したが、高額で支払えないので解約したい（10歳代 男性）
- アフィリエイトの情報商材を購入して指示通りに作業したがもうからず、事業者と連絡が取れなくなった（20歳代 女性）



【暗号資産（仮想通貨）事例】

- SNSで知り合った人に勧められて暗号資産の投資をしたが、出金できない。返金してほしい(20歳代 女性)
- 学生ローンで借金をして暗号資産の投資契約をしたが、説明と違って全く配当がない(20歳代 女性)



トラブルに遭わないためのポイント

- 「もうかる」うまい話はありません！ 広告等を安易に信じないようにしましょう。
○「すぐに元が取れる」などと言われても、借金してまで契約しないでください。

※PIO-NET（パイオネット）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費生活相談情報を蓄積しているデータベース。消費生活センター等からの情報提供は廃棄されていない。

健康食品等の「定期購入」のトラブル

【事例】 1 回限りの注文のつもりが「定期購入」だった

動画見送りサイトで、ダイエツサプリメントが5000円の
 広告を見て、販売サイトにアクセスし、1回限りのつもりで注文した。後日、商品が届いたが、その3週間後にまた商品が届き、5,000円の請求書が入っていた。販売業者に電話で問い合わせ、返金したいと申し出たところ、「返金は受け付けられない。2回目以降の商品代金は5,000円で、4回の購入が条件の定期コースのため、まだ解約もできない」と言われた。1回目だけ購入して解約したい。(20歳代 女性)



 トラブルに遭わないための
チェックポイント

<注文前に>

- ❑ 定期購入が条件になっていませんか？
(継続期間？回数？総額？解約の連絡手段？)
- ❑ 返品特約を確認しましたか？
(解約・返品はできますか？解約・返品の場合は確認しましたか？)
- ❑ 契約内容の記録のため、注文時の画面やメールをスクリーンショットで保存しましたか？
- ❑ 利用規約の内容を確認しましたか？
- ❑ 未成年者は、親権者の同意は得ていますか？
- ❑ 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？

＜注文後にトラブルにあったら＞

- ❑ 販売業者に解約の連絡をしても連絡がつかない場合、連絡した証拠（電話やメール等の記録）を残していますか？
- ❑ トラブルにあった時は「188」に相談を！

※PMD-NET（パイゼット）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費生活相談情報を蓄積しているデータベース。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。価格サイト等「お探し」メニュー等と表示し、「1同日90%OFF」「総額実売9円（送料のあ）」など通常価格より大幅で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっているが、解約のために業者に連絡しようとしてもかからないなどの、顧客をよそ者、転売の連環販売に陥るような取組を要請。

借金するよう指示し、強引に契約を迫る手口に注意！

【事例 1】

オンラインスクールの説明を聞いたが、契約金額が高額で「支払えない」と言うと、職業を偽って消費者金融で借りるように言われ、借金して契約してしまった。
(20歳代 女性)



【事例 2】

大学の先輩に勧められ、学生ローンで約50万円の借金をしてFX自動売買システムを契約したが、高額な借金をしてしまい不安だ。クーリング・オフしたい。

(20歳代 男性)



トラブルに遭わないためのポイント

- 借金をしてまで契約すべきものかよく考えましょう。
- 断る際は「お金がない」ではなく、「いりません」ときっぱり断りましょう。
- ウソをついて借金することは絶対にやめましょう。

※PIO.NET（パイオネット）とは、国産生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費生活相談情報を蓄積しているデータベース。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。
 「お金の安全に役立つ」などの「生活の質」などによって消費者に対して、借金やクレジットカード契約を
 求めてきた場面に「契約を迫る場面」であることが相談の申し出内容から特定できた相談を計。

怪しい副業・アルバイトのトラブル

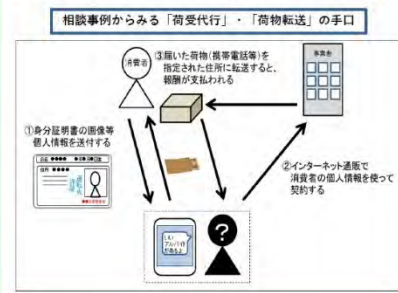
【利益誘引型のサイト】

・チャットで相談にのるだけのアルバイトで、相手からの報酬を受け取るための手数料を次々と支払わされた。(10歳代女性)



【荷受代行・荷物転送】

・「荷受代行」をしたら、自分名義でスマートフォン6台を購入されており請求書が届いた。(20歳代 女性)



トラブルに遭わないためのポイント

- 副業・アルバイトにあたって「手数料」「登録料」を請求されたら要注意！
 - 「荷受代行」・「荷物転送」は絶対にしないでください。
 - 2022年4月から「18歳で大人」に！
 - 副業・アルバイト始める前に、家族等周りの人に相談するようにしましょう。
- また、不安に思った時、トラブルにあった時は「188」に相談を！

*PIO-NET(パイオネット)とは国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費生活相談情報を蓄積しているデータベース。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

トラブルに遭わないために

- 若者の側でも、「契約する前によく考える」、「うまい話はうのみにしない」、「消費者保護のためのルール（クーリングオフや取消権など）を身につける」などに努める必要がある。

消費者被害の防止に向けて

- 消費者庁をはじめとする関係省庁において、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」や「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーン」の実施を通じて、高等学校等における実践的な消費者教育や、地方公共団体、大学等、関係団体、メディア等を巻き込んだ重層的取組が精力的に推進されてきた。
- しかし、若年者の消費者被害防止や自立した消費者の育成に向けては、「周知・広報活動の更なる強化」、「被害の防止・救済のための制度整備及び執行の強化」、「各取組の成果の検証及び評価」、「改正民法施行後の取組の具体化」など、残された課題も少なくない。

- 成年年齢の引き下げに伴い、18歳、19歳の保護が注目されているが、知識・経験・判断力の不足などは、18歳、19歳だけの問題ではない。多様で複雑な契約が次々と現れ、若者の経済的な自立も比較的遅い今日では、少なくとも22歳位までを対象にして若者の消費者被害への対策を考える必要がある。
- 成年年齢の引下げに伴う問題点が社会に周知され、社会全体で若者を支えていくことが不可欠である。

消費者委員会の対応

- 消費者委員会としても、平成28年9月より「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」を開催し、平成29年1月に報告書を取りまとめ、昨年には、本会議での審議やミニ・シンポジウムを経て、「成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止に向けた対応策に関する意見」を発出するなど、この問題に強い関心を持ってきた。
- 先日開始された「デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ」も、若者の被害が多い、SNS等をきっかけとした消費者トラブルの検討を中心的な課題としている。
- 消費者委員会としては、引き続き、この問題を注視していく。

参考文献

- 独立行政法人国民生活センター「若者の消費者トラブルの実態—相談現場からの報告—」（令和3年11月5日 第357回消費者委員会本会議 資料1）
- 法務省「民法改正 成年年齢引下げ～若者がいきいきと活躍する社会へ～」
- 内閣府消費者委員会「成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止に向けた対応策に関する意見」